

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年10月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000027号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2000007号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA県B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者のA県C部D事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のA県E事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年5月1日から昭和51年3月1日まで
② 昭和51年6月1日から昭和52年1月1日まで
③ 昭和52年1月5日から同年4月1日まで
④ 昭和52年7月1日から昭和53年2月15日まで

請求期間①についてはA県B事業所、請求期間②及び③についてはA県C部D事業所、請求期間④についてはA県E事業所に、それぞれ臨時的任用職員として勤務していたにもかかわらず、これらの事業所に係る厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の雇用保険の被保険者記録から、請求者がA県B事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A県F課は、「請求者の給与からの厚生年金保険料の控除については、資料が残っておらず不明である。」旨回答している上、同課の担当者は、「臨時的任用職員に係る厚生年金保険の加入の取扱いは不明である。」旨陳述している。

また、A県B事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が、昭和49年又は昭和50年において確認できる複数の者は、「B事業所に臨時的任用職員として勤務していたが、厚生年金保険については、希望により加入させてもらった。」旨回答していることから、B事業所では、請求期間①当時において、必ずしも全ての臨時的任用職員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

さらに、A県B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番はない。

請求期間②について、請求者から提出された「勤務期間および勤務態様証明書（証明者：A県C部G課長）」、及び事業所名は不明であるものの請求期間②に符合する請求者の雇用保険の被保険者記録から、請求者が、A県C部D事業所に臨時的任用職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、A県C部D事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同部G課は、「請求期間②における請求者の給与からの厚生年金保険料の控除については、資料が残っておらず不明である。」旨回答している。

また、A県C部G課の担当者は、「昭和51年9月1日時点で、出先機関を含めてC部に勤務していた臨時的任用職員は27名である。」旨陳述しているが、A県C部に係る厚生年金保険の適用事業所の記録は、昭和55年4月1日より前の期間においては確認できないことから、同部内の部署では、請求期間②において、必ずしも臨時的任用職員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

請求期間③について、請求者の雇用保険の被保険者記録が、請求期間③に符合する期間において確認できるものの、事業所名が不明である上、A県C部G課の担当者は、「請求期間③において、請求者を雇用していた記録は確認できない。請求者の給与から、厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」旨陳述していることから、請求者の同部D事業所での勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

請求期間④について、請求者の雇用保険の被保険者記録から、請求者がA県E事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、A県E事業所は、昭和44年6月1日から昭和48年4月1日までの期間及び昭和58年3月1日から平成19年4月1日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、請求期間④を含む上記期間以外の期間については、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A県F課は、「請求者の給与からの厚生年金保険料の控除については、資料が残っておらず不明である。」旨回答している上、同課の担当者は、「臨時的任用職員の厚生年金保険の加入の取扱いは不明である。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。